

## 事前登録申請手続（更新を含む）について

東京地方検察庁

### 1 事前登録対象者等

当庁の定例記者会見等に参加するためには事前登録が必要です（令和5年度中に登録された記者についても、新たに事前登録（更新）が必要となります。）。

この登録は、次の①ないし⑥の各会員社（以下「各会員社」という。）に所属する記者又は⑦、⑧に該当する記者において行うことができます。

- ① 日本新聞協会会員社
- ② 日本専門新聞協会会員社
- ③ 日本地方新聞協会会員社
- ④ 日本民間放送連盟会員社
- ⑤ 日本雑誌協会会員社
- ⑥ 日本インターネット報道協会会員社
- ⑦ 外務省が発行する外国記者登録証の保持者で、十分な活動実績・実態を有する者
- ⑧ 以上①ないし⑦に該当しない記者で、各会員社が発行する媒体に署名記事等を提供するなど、十分な活動実績・実態を有する者

なお、各会員社に所属する記者の登録は、1社につき3名までとさせていただきます。

また、記者会見場の収容可能人員に限りがあることから、記者会見への参加希望者が多数の場合には、登録した記者であっても、抽選又は先着順等の適宜な方法で参加人員を制限させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

### 2 新規登録申請手続

- (1) 新規に申請する記者（他の検察庁に登録済みの記者を除く。）は、次の書類の全てを、東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出してください。

ア 登録申請書（新規）

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）

なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付してください。

また、マイナンバーカードの写しを提出される場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出してください。

ウ 同⑦に該当する記者については次の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当する記

者については次の(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近3か月において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも毎月当たり1記事、計3記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記者が署名記事等を提供している各会員社において発行した証明書

- (2) 既に他の検察庁に登録済みで、当庁に新規登録申請をする記者は、次のア及びイの書類を東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出してください。ただし、必要に応じて、次のア、イ以外の書類の提出を求める場合がありますので、御了承願います。

ア 登録申請書（新規）

なお、他の検察庁に登録済みであることを申請書所定の欄に記載してください。

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）

なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付してください。

また、マイナンバーカードの写しを提出される場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出してください。

### 3 登録更新申請手続

令和5年度、当庁に登録済みの記者は、次の書類の全てを、東京地方検察庁検察広報官宛てに、郵送により提出してください。

ア 登録申請書（更新）

イ 各会員社に所属する記者については、顔写真が添付された記者証又は社員証等の写し、前記1⑦に該当する記者については、外国記者登録証の写し、同⑧に該当する記者については、身分（氏名及び生年月日）を証明できるものの写し（いずれもカラーコピー）

なお、前記各証明書に顔写真が添付されていない場合又は同証明書写しの顔写真が鮮明でない場合は、同証明書写しに加えて顔写真（4.5cm×3.5cm）1枚を添付してください。

また、マイナンバーカードの写しを提出される場合は、顔写真がある面（表面）のみを提出してください。

ウ 同⑦に該当する記者については次の(ア)に掲げるもの、同⑧に該当する記者については次の(ア)及び(イ)に掲げるもの

(ア) 直近1年以内において執筆・掲載した刑事事件に関する署名記事等（少なくとも1記事以上）の写し

(イ) 記者としての十分な活動実績・実態を有していることについて、当該記

者が記事等を提供している各会員社において発行した証明書

ただし、前記直近1年以内に執筆・掲載した記事等が、署名記事や書籍など執筆者が確認できるものである場合は、この証明書は省略することができます。

4 登録申請期限

令和6年度登録の申請期限は、令和6年3月1日（金）（消印有効）です。

5 登録不可のお知らせ

令和6年3月12日（火）発送の郵便でお知らせします。

6 登録申請書郵送及び問い合わせ先

〒100-8903 東京都千代田区霞が関1-1-1

東京地方検察庁検察広報官

電話 03-3592-5611 内線 3409

（メール・FAXでの問い合わせには応じておりません。）

以 上